

## インドネシア標準産業分類に関する統計中央庁長官規則 2025 年 7 号の施行

2026 年 1 月  
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二  
インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

### 1. はじめに

2025 年 12 月 17 日、インドネシアの統計中央庁は、新たなインドネシア標準産業分類 (KBLI) を規定する統計中央庁長官規則 2025 年 7 号 (BPS 7/2025) を制定し、12 月 18 日に公布・施行しました。本規則により、これまで利用されている KBLI (KBLI 2020) を定めた統計中央庁規則 2020 年 2 号は廃止され、本規則でのもとでの新たな KBLI (KBLI 2025) への移行が行われます。本ニュースレターでは、BPS 7/2025 の概要について記載いたします。



### 2. インドネシアにおける KBLI の位置づけ

KBLI は、原則として統計中央庁が、各事業に関する統計分類を行うために策定されるのですが、実際には、当該 KBLI 毎に外資規制や事業に付随するリスクレベル、必要なライセンス等が規定されております。そのため、KBLI 2025 の発行は、単なる統計分類の更新にとどまらず、OSS のリスクベース事業ライセンス (OSS-RBA) における許認可の要否、事業リスクレベルの決定、報告義務に直接影響を及ぼす点に留意する必要がございます。

### 3. KBLI 調整義務

BPS 7/2025 は、規則公布日から 6 か月以内に、既存の KBLI を KBLI 2025 に適合させることを事業者に求めています (5 条)。前述のように、KBLI は、事業許可の種類、外資規制、事業リスクレベル、行政上の義務等を決定する基礎となるため、実務上、極めて重要な意味を持ちます。

ただし、BPS 7/2025 では、KBLI 分類の更新を行わない場合の具体的な影響やどのような形で適合させる必要があるのか (全面的な KBLI 再設定が必要か、変更がある分野のみで足りるか等) については明確化されていません。この点は、AHU および OSS 上のデータ修正実務に影響を及ぼす可能性があり、企業ごとの慎重な検討が必要です。

### 4. KBLI 2025 の主な変更点

#### (1) 事業分類の拡大



KBLI 2025 では、カテゴリー数が **21** から **22** に増加し、各番号の分割・統合・追加が行われました。従来、包括的な事業分類をカバーしていた KBLI を使用していた企業は、実際の事業内容を適切に反映しているか再確認が求められます。

### (2) テクノロジーを用いた仲介サービスに対する分類アプローチの転換

KBLI 2020 では、ウェブポータルやデジタルプラットフォームが一つの一般的なカテゴリーにまとめられていましたが、KBLI 2025 では、**仲介対象となるサービス分野に基づいて分類**されます。

例えば、

- ・ 健康相談の仲介サービスは保健分野
  - ・ デジタルプラットフォームを通じた取引仲介は貿易分野
- に分類されることとなります。

当該 KBLI コードは多くの企業が利用しているところ、当該 KBLI を有する各企業は、事業の実態に即したセクター規制およびリスクレベルに基づいた適合が必要となります。

### (3) 新たな事業区分の追加

KBLI 2025 では、Factoryless Goods Producer、環境・エネルギー分野（炭素回収・輸送・貯留の区分）、発電事業（エネルギー源別分類）など、新たな分類や再整理が行われています。

## 5. 各企業が行うべき対応

前述のように、各企業は、規則公布日（2025年12月18日）から6ヶ月以内に、既存の KBLI を KBLI 2025 に適合させる必要があります。

そのため、現行の KBLI を確認の上、KBLI 2025 による影響を確認、分析し、必要に応じて定款の変更及び OSS システムの更新を行う必要があります。

この点、別途発行された法務大臣規則 2025 年 49 号 (MOL 49/2025) により、定款変更に必要な手続きが厳格化されているため、従前に比べて時間を要する形になっている点に留意が必要です<sup>1</sup>。

## 6. 結論

上記のように、BPS 7/2025 は KBLI 2025 を発行し、各企業に対して 6ヶ月以内に KBLI 2025 への適合を義務づけております。したがって、各企業は迅速に上記で述べた対応に着手する必要があります。加えて、上記のように、KBLI 2025 だけでなく、MOL 49/2025 が施行されているところ、両者についての運用は必ずしも明確でない部分があるため、現地法律事務所及び公証人に確認をしつつ、手続きを進める必要があると考えられます。

<sup>1</sup> MOL 49/2025 の概要については、下記ニュースレターをご参照下さい。  
URL :

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>

	<p>馬居 光二 One Asia Lawyers Indonesia Office 代表 日本法弁護士 日本国内の法律事務所において 6 年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018 年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020 年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。 <a href="mailto:koji.umai@oneasia.legal">koji.umai@oneasia.legal</a></p>
	<p>Prisilia Sitompul (プリシリヤ・シトンプル) One Asia Lawyers Indonesia Office インドネシア法弁護士 インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセルとして 6 年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了 (石油・ガス法)。 One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。 <a href="mailto:sitompul.prisilia@oneasia.legal">sitompul.prisilia@oneasia.legal</a></p>